

業務委託仕様書

1 業務委託名

令和8年度愛知県高等学校等奨学金貸付金回収業務委託

2 対象債権

愛知県国公立高等学校等奨学金貸付金及び愛知県高等学校等奨学金貸付金

3 業務内容

(1) 債権回収業務

ア 委託する債権の範囲

契約日現在、未返還期間が概ね1年以上3年未満の債権又は未返還期間が1年未満で滞納率30%以上の者の債権であり、愛知県が回収委託することが適当と判断した債権。

イ 委託業務

次の(ア)から(エ)までの業務を委託することとし、実施の手段・方法については、受託者の提案に委ねるものとする。

(ア) 回収業務

債務者等に対し、電話、文書又は訪問により返還金の回収を行うこと。

なお、債務者等から愛知県が告知する個々の債権の金額に満たない返還金額の納付の申出があった場合は、個々の状況に応じて受諾するものとする。

債務者等から受託者へ納付する際に、振込手数料が発生する場合は、債務者等の負担としても差し支えない。ただし、愛知県が発行した納入通知(納付)書により納付する場合は、振込手数料が発生しないため、納入通知(納付)書による納付方法も債務者等へ案内するものとする。

(イ) 居所等調査業務

居所が明らかでなく(ア)が実施できない債務者等については、居住実態を確認すること。

ただし、住民票及び戸籍調査は、受託者の依頼を受けて愛知県が行うこととする。

なお、この調査業務により生ずる費用については、受託者が負担すること(住民票及び戸籍調査に要する費用は除く。)とする。

(ウ) 収納業務

第三債務者等からの入金については、受託者は、専用の銀行口座(決済用預金)を開設し、その口座へ一旦集金し、現金払込書兼領収書により納付すること。

なお、委託した債権で第三債務者等が直接愛知県に対して納付した場合は、事実を確認した時点で速やかに受託者に情報を提供する。

(エ) 報告業務

報告業務は次のとおりとする。

なお、報告にあつては、書類及び電子媒体により提出するものとする。

a 定期報告

毎月末時点において、次の内容の記載された報告書を指定する日までに提出すること。

(a) 各第三債務者等の入金状況

(b) 各債務者等の対応状況（債務者等とのトラブル・苦情等の発生状況を含む。）

b 適時報告

次に該当する場合には速やかに愛知県へ報告すること

(a) 居所等調査業務により、居所等が判明した場合

(b) その他、債務者等の状況等について、愛知県が個別に照会した場合及び愛知県に速やかに報告しなければ、業務に支障を来すおそれがある場合

(2) 強制執行業務

ア 委託する債権の範囲

契約日現在、令和9年7月末までに消滅時効が完成する見込みの債権。

(委託する債権の内訳)

	時効が完成する年月日	債権額	備考
1	令和8年 9月28日	360,000円	
2	令和8年 9月28日	216,000円	
3	令和8年10月17日	990,000円	
4	令和8年11月 7日	432,000円	
5	令和8年11月17日	675,000円	連帯保証人のみ対象
6	令和8年12月26日	335,000円	
7	令和9年 1月11日	620,000円	
8	令和9年 1月13日	715,000円	
9	令和9年 3月 6日	112,500円	
10	令和9年 3月28日	410,400円	奨学生のみ対象
11	令和9年 5月 9日	306,000円	
12	令和9年 7月 4日	522,000円	
合計		5,693,900円	

※備考に記載のない債権は、奨学生及びその連帯保証人の2名が委託対象である。

イ 委託業務

次の（ア）から（ウ）までの業務を委託することとし、実施の手段・方法及び頻度については、受託者の提案によるものとする。

(ア) 財産調査業務

(2) アに該当する債務者等に対し、返還能力を把握するため、預貯金及び給与の存否について調査を行い、各消滅時効完成期日の遅くとも45日前までに、愛知県に調査結果を報告すること。

なお、調査方法については、企画提案書の内容によるものとする。

(イ) 強制執行申立て業務

(ア) の財産調査業務により、預貯金又は給与があることが判明し、取立てすることが適当であると県が判断した者について、次の a から d までの業務を行うこと。

- a 申立て準備（書類作成）
- b 裁判所への申立て
- c 差押命令の送達確認
- d 取立て

(ウ) 報告業務

次に該当する場合は、速やかに愛知県へ報告すること。

なお、報告にあつては、書類及び電子媒体により提出するものとする。

- a 各債権について、(ア) の財産調査業務による手続きを開始する場合
- b (ア) の財産調査業務による結果が判明した場合
- c (イ) により、裁判所へ申し立てる場合
- d (イ) により、第三債務者等への差押命令の送達を確認した場合
- e (イ) において、第三債務者への取立てを開始する場合
- f (イ) d により入金があった場合。なお、報告方法は 3 (1) イ (エ) a (a) に準ずるものとする。
- g (ア) 及び (イ) の手続き中に納付の申し出があった場合
- h その他、第三債務者等の状況等について、愛知県が個別に照会した場合及び速やかに報告しなければ、業務に支障を来すおそれがある場合

ウ 業務実施時期

(2) アの債務者等の消滅時効が完成するまでに差押えの送達が完了するよう業務を実施すること。

ただし、(2) イ (ウ) b において、県が債務者等について債務の履行が困難であると判断したものについては、この限りでない。

エ 成果物の納入

下記のとおり、業務ごとに成果物を納入すること。

(ア) 財産調査業務

受託者が預貯金、給与債権について調査を行い、委託者に報告し、承認されたとき。

(成果物) 調査結果報告書及び実施した調査に係る証拠書

(イ) 強制執行申立て業務

受託者が行った裁判所への強制執行の申立てにより、債務者等の財産が差し押さえられ、差押命令が第三債務者等に送達されたことを確認したとき。

(成果物) 差押え結果報告書及び差押えに係る証拠書（申立て書類一式、差押命令の送達通知書等）

4 費用

(1) 委託料の積算

(ア) 債権回収業務

委託料は、本業務の遂行により愛知県に納付された額に、成功報酬の割合を乗じて積算した額（1円未満の端数切り捨て）とする。（消費税及び地方消費税相当額は、10%として別途算出する。）

なお、この成功報酬の割合は18%（消費税及び地方消費税を含まない。）を超えない範囲において契約で定める割合とする。

また、収納期間中、第三債務者等が愛知県が発行した納入通知（納付）書により納付した場合は、受託者の成功報酬に含むものとする。ただし、契約の日以降に納期限が到来した返還金については、成功報酬に含まないものとする。

(イ) 強制執行業務

委託料は、企画提案書において提案された強制執行業務の手法により実施した業務内容の単価に基づき積算した額に加え、本業務の遂行により愛知県に納付された額に、成功報酬の割合を乗じて積算した額（1円未満の端数切り捨て）とする。（消費税及び地方消費税相当額は、10%として別途算出する。）

なお、この成功報酬の割合は18%（消費税及び地方消費税を含まない。）を超えない範囲において契約で定める割合とする。

また、3（2）イ（イ）dの取立てにおいて、第三債務者から受託者へ納付する際に、振込手数料が発生する場合は、受託者の負担とすること。ただし、愛知県が発行した納入通知（納付）書により納付する場合は、振込手数料が発生しないため、納入通知（納付）書による納付方法も第三債務者へ案内するものとする。

(2) 委託料の支払方法

契約書第7条第2項、第3項及び第4項のとおりとする。

5 受託者に提供する個人情報の範囲

受託者が本業務を遂行するにあたって、愛知県が提供する債務者等の個人情報の提供範囲は次のとおりとする。

(1) 債務者等の基本情報

愛知県が把握している債務者等の住所、電話番号、氏名、生年月日、滞納月数、滞納金額、過去の償還指導状況

なお、愛知県から個別の債務者等について、本業務における条件を付したり、指示する場合もある。

(2) その他

受託者が行う本業務が円滑に進められるよう、受託者から上記以外の情報提供を求められた場合には、愛知県は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提供するものとする。

6 現金出納簿の整備

委託債権に係る出納の経過を明らかにした現金出納簿を整備するものとする。

7 実施体制

実施に関しては、愛知県教育委員会高等学校教育課担当者と連携を図り、必要な協議、連絡、協力等を行うこと。

8 業務改善指示

愛知県は、3（1）イ（エ）及び3（2）イ（ウ）に定められた報告に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、3（1）の債権回収業務及び3（2）の強制執行業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

9 法令遵守

受託者として良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法、弁護士法、県条例等を遵守すること。

10 書類の保存年限

本業務の委託契約に係る書類については、5年間保存するものとする。

11 業務遂行記録簿の提出

収納期間終了後は、時期等を協議の上、愛知県から提供した債務者等の個人情報及び受託者が整備した業務遂行記録簿を、愛知県へ提出するものとする。

また、収納期間終了後、愛知県が本業務と同様の業務を別の受託者に委託する場合は、愛知県の指示により、別の受託者に対し、事務の引き継ぎを行うものとする。